

●生まれてからご利用いただける経済的な支援

児童手当

1 赤ちゃん誕生!

中学校修了前まで(15歳到達後最初の3月31日を迎えるまで)の児童を養育している方に支給されます。

対象となる市民

●下関市内に住所がある方で、中学校修了前まで(15歳到達後最初の3月31日まで)の日本国内に居住している児童を養育している方

※父母がともに養育している場合、請求者は生計を維持する程度の高い方(一般的には所得の高い方)となります。

2 楽しく子育て

支給開始月

請求した日の属する月の翌月分から支給します。

ただし、月末ごろの誕生日及び転出予定日の場合、その日の翌日から15日以内の請求であれば、誕生日及び転出予定日の属する月の翌月分から支給開始となります。

児童手当の額

所得制限限度額の範囲内である場合

0～3歳未満 (一律)		15,000円(月額)
3歳から小学校修了前 (第1子・第2子)		10,000円(月額)
〃 (第3子以降)		15,000円(月額)
中学生 (一律)		10,000円(月額)
所得制限限度額以上である場合		
0歳～中学生 (一律)		5,000円(月額)

所得の制限

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
0人	622
1人	660
2人	698
3人	736
4人	774
5人	812
6人以上	1人増すごとに38万円加算

※注意

1. 所得は、給与所得控除後の額から8万円を控除した額(給与所得者の場合)
2. 扶養親族が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、限度額に6万円を加算します。
3. その他、雑損控除、医療費控除、障害者控除等を受けているときは、所得から一定の額が控除されます。

児童手当の支払日

6月、10月、2月の原則15日に、それぞれの前月分までの手当を、指定された金融機関の口座に振込みます。なお、支払日が土、日又は休日の場合はその前日の金融機関営業日に繰り上がります。

3 小学生からの健全育成

4 地区の支援者へ相談機関

手続きに 必要なもの

●あらたに手当を請求する場合(1人目の児童が生まれた方、下関市に転入された方など)

- 1.請求者本人の健康保険証の写し(国民年金加入者・年金未加入者を除く)
- 2.請求者本人名義の金融機関口座の通帳(ゆうちょ銀行は振込用店番号・預金種別・口座番号が確認できるもの)等の写し
- 3.印鑑
- 4.父母の所得課税証明書(コピー不可)※下関市に転入された方など
- 5.その他(必要に応じて、提出していただく書類があります)

●手当の対象となる児童が増える場合(2人目以降の児童が生まれた場合など)

- ・印鑑
- ・その他(必要に応じて、提出していただく書類があります)

更新の手続き

6月1日現在、児童手当の認定を受けている方は、更新の手続きとして、6月中に現況届を提出していただく必要があります。

該当する方へ書類を市から5月末に郵送します。

なお、提出されない場合は6月分以降の手当の受給ができなくなります。

いろいろな請求(届出)

- あらたに児童が生まれたとき ⇒ 認定請求または、額改定認定請求
 - 他の市町村へ住所が変わったとき(受給者) ⇒ 受給事由消滅届
 - 他の市町村へ住所が変わったとき(児童) ⇒ 住所変更届及び、児童の住民票(コピー不可、児童の属する世帯全部・本籍続柄等省略がないもの)
 - 受給者が死亡したとき ⇒ 未支払児童手当請求・受給事由消滅届
 - 受給者が公務員になったとき ⇒ (下関市へ)受給事由消滅届
 - 児童を監護しなくなった、または生計を同じくしなくなったとき ⇒ 受給事由消滅届または、額改定届
 - 振込先の金融機関等を変更するとき ⇒ 金融機関変更届
- ※受給者名義のものに限ります。児童及び配偶者(受給者の夫もしくは妻)の名義ではありません。

請求先(窓口)



こども未来部こども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所
※公務員の方は、原則、勤務先での手続きとなります。

お問い合わせ先

こども未来部こども家庭課こども給付係 TEL083-231-1928



1 赤ちゃん誕生!

2 楽しく子育て

3 小学生からの健全育成

4 地区の支援者と相談機関